



シリーズ

知的財産って、なんだろう？

「知的財産」(知財)を理解するための3つのポイント

ポスターの①～③の各ポイントについてご紹介します。

①「知的財産」って何だろう？

人の知的な創造活動から生まれたアイデアや情報などで、経済的価値を持つものが「知的財産」とされています。具体的には発明、実用新案、デザイン、商標、著作物などがあり、これらは産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)や著作権などによって保護されます。「知的財産権」とは、上記の知的財産すべてに関わる権利の総称です。

産業財産権制度では、産業の発展のために製品の機能や性能には「特許権」または「実用新案権」が、デザインには「意匠権」が、ネーミングには「商標権」が与えられ、特許庁に出願し、登録されることによって他人がその製品を製造販売することができない独占排他的な権利が認められます。これらの権利は、発明内容を社会に公表することを条件に、期間を限って与えられます。これにより、産業・社会に有用な発明が秘密にされるのを避ける一方、苦勞して完成した発明が他人に無断で盗用、模倣されるのを防ぐのです。また、発明を早期に公表することで、研究開発の重複を防止し、第三者の研究意欲を刺激することにもつながります。

一方、著作物や実演、レコード、放送などには「著作権」「著作者人格権」「著作隣接権」などがあり、これらは一般に著作権と総称され、特許庁などの専門機関に出願しなくても権利が自然発生し、文化の発展のために権利を保護しています。知的財産権としてはこのほか、「半導体回路配置権」や「植物の新品種」なども含まれます。(下図・知的財産権の関連図参照)

各権利の存続期間は、特許権が20年、実用新案権が6年、著作権は著作者の存命中および死後50年などとなっています。商標権に限っては、手続きをすれば半永久的に権利を存続させることができます。商標は創造されたものというより、ブランドに蓄積された商品や事業者の「信用」を保護するものであり、このような信用は、その商標が使用されている限り続くものだからです。

② 弁理士とは…

弁理士とは産業財産権(特許権・意匠権・商標権など)に代表される知的財産に関するすべての法的な手続きを唯一代行して請け負うことができる国家資格保有者のことを言います。現在、日本全国で約5,000人の弁理士が活動をしています。

弁理士は、発明や考案(製品の機能や性能)、意匠(デザイン)の創作、商標(ネーミング)の選定をするにあたって、多方面にわたり仔細に調査、判断し、発案者・創作者がもっとも有利な形で権利化できるよう出願に関するアドバイスを、関連書類を作成し特許庁に出願します。また、出願



①
②

③

後に発生する特許庁からの問い合わせや、権利の侵害、特許の更新などについても対応します。

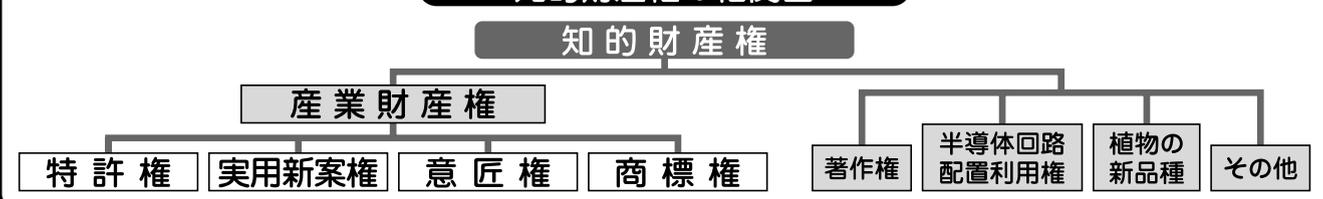
日本弁理士会は日本全国すべての弁理士が会員として所属しています。経済産業大臣の管轄下において「弁理士法」に基づき、知的財産権を保護する活動を行い、日本の産業・文化の発展を支援しています。

③ なぜアイデアは大切にしなければいけないの？

上記のように、製品には産業財産権、著作物には著作権という排他独占的な権利が与えられるため、他人が無断でその製品を製造販売したり、著作物を複製することは法的に禁じられています。また法律では、違反した場合の罰則や、権利を持つ人が違反者へ損害賠償を請求できる権利も定めています。無断利用をしないというルールを私たちが守ることは、権利を持つ人たちの利益を保護するだけでなく、すぐれた製品や娯楽などを生み出すことを刺激し、産業・社会の発展に結びついているのです。

知的財産権が認められたものは、他人が無断で利用することはできず、利用の際には権利を持つ人の承諾を得る必要があります。著作権については、勉強や娯楽のために個人または家庭内で利用する場合の複製、作文や論文などへの引用(引用であることを明らかにし、出典を明示する)、学校など教育機関で授業や試験に使う際の複製・配布など、いくつかの例外的なケースとして権利者の許可を得ずに使える自由利用が認められています。

* 知的財産権の関連図 *



※知的財産戦略大綱にて「知的所有権」の用語を「知的財産」「知的財産権」に統一すること、「工業所有権」という用語を替えて「産業財産」「産業財産権」を使用することが決定いたしました。

①

※このページをコピーしてお使いください。